

芦屋町住民監査請求に係る監査結果

令和8年6月18日

芦屋町監査委員

第1 請求の概要

1. 請求人

(略)

2. 請求の要旨

請求の要旨は、令和8年4月23日に提出された芦屋町住民監査請求書及び令和8年5月12日に提出され、陳述会時に使用した資料を要約した。

町が実施を予定している芦屋港ポートパーク交流エリア整備工事について

- ・町には当該土地を使用する法的権原の根拠が存在しない
- ・町が整備主体となる法的根拠及び費用負担の法的根拠が存在しない
- ・県と町との間の基本協定は協議の枠組み及び管理運営に関する基本的事項を定めただにすぎず、施設整備の権原、整備主体、費用負担及び精算方法等を具体的に確定するものではない
- ・法的拘束力を有する事務委託は成立していない
- ・施設の所有及び管理主体が県であるにもかかわらず、町が整備費を負担することは受益と負担の均衡を欠く
- ・管理主体でない町が法的根拠を欠いたまま施設整備費を負担することは、公金支出の必要性及び公益性の原則に反し、不当な支出に該当する
- ・過去には県による一体的整備を要望していたにもかかわらず、その後、町が整備主体となり町費を投入する予算が議決されている
- ・町は整備主体に係る判断変更について合理的理由及び法的根拠を示しておらず、行政意思形成過程に重大な不整合及び恣意性が認められる
- ・町は費用負担区分及び法的根拠の確認を行わないまま予算計上を行っており、財務会計上の調査・検討を怠った
- ・形式上は適法な事務委託の枠組みを装いながら、実質的には議会の関与を回避する構造で、地方自治法の趣旨を潜脱する
- ・法的根拠となる事務委託規約および土地使用権原を証明する文書の開示を求めた

が町は該当資料なしと回答した

- ・法的根拠がないことを回答書で自ら認めながら、なお執行を継続することは、重大な注意義務違反になり得るもので、その違法性は極めて重大
- ・法的根拠が不明確なまま、長年にわたり調査・設計・機能検討が積み重ねられ、最終的に今回の229,900千円の施設整備へ進行している点に重大な問題がある

などを主張し、違法又は不当な公金支出を防止しないことは、違法に財産の管理を怠る事実該当すると主張する。

3. 請求の提出

本件請求については、令和8年4月23日に請求書の提出があり、監査委員において地方自治法(以下「法」という)第242条第1項の所定の要件を満たしているとして、同年4月30日に受理した。

また、令和8年5月12日に証拠資料の追加提出があり、同年5月13日開催の陳述会において説明が行われた。

第2 監査の実施

本件請求について、請求人の主張が違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1. 監査対象課

本件監査対象課は、芦屋港活性化推進室である。

2. 実施した監査の概要

(1) 請求人陳述

請求人に対して、令和8年5月13日、法第242条第7項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設け、同日、請求人から陳述聴取を行った。なお、請求人から5

月12日に追加の証拠資料の提出があった。

(2) 監査対象課の調査

法第199条第8項の規定に基づき、芦屋港活性化推進室に対して、関係資料の提出を求め、併せて令和8年4月27日、同年5月20日に芦屋港活性化推進室職員から事情聴取を行った。

(3) 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和8年5月21日に福岡県北九州市土整備事務所職員（用地課・河川砂防課）から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1. 結論

本件請求は理由がないため、法第242条第5項の規定により、これを棄却する。

2. 事実の確認

監査対象である芦屋港活性化推進室の説明及び提出資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 本件施設整備工事は、県が管理する芦屋港港湾区域内において計画されている。
- (2) 町は、港湾法37条に基づき、県との協議を進めており、協議書の取り交わし後に整備工事に着手する予定としている。
- (3) 県及び町の間で芦屋港の管理運営に係る基本協定が、令和2年9月30日に締結されている。
- (4) 福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の委託に関する規約が、令和6年9月30日に制定され、令和7年9月1日から施行されている。
- (5) 本件事業は、観光振興及び地域活性化を目的とする地方創生関連事業として、町が長年重要施策として位置付けてきたものである。

3. 監査委員の判断

(1) 土地権利原及び整備主体の法的根拠について

請求人は、町には土地権利原及び整備主体となる法的根拠が存在しない旨主張する。

しかしながら、本件については、港湾法第37条に基づく協議が現在進められており、町は必要な協議書等の取り交わし後に工事へ着手することとしている。

また、県及び町の間では、法252条の14に基づく事務委託を行う旨を含む芦屋港の管理運営に係る基本協定が締結され、その後、福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の委託に関する規約も制定及び施行されている。

これらの事実からすれば、本件事業については、県及び町の役割分担並びに事務執行の法的整理が段階的に進められているものと認められる。

したがって、現時点において、町による施設整備が直ちに法的根拠を欠く違法なものとする事はできない。

(2) 費用負担及び事務委託の法的根拠について

請求人は、施設の所有及び管理主体が県であるにもかかわらず、町が整備費を負担することは受益と負担の均衡を欠く旨主張する。

しかしながら、地方公共団体が地域振興、観光振興その他地域政策上の目的から、他の公共団体が所有又は管理する施設に関連して財政支出を行うこと自体は、直ちに違法又は不当となるものではない。

本件事業については、観光振興及び地方創生の推進を目的として長年取り組まれてきた経緯が認められ、町において地域経済活性化その他の公益的效果を期待して事業を推進する政策的必要性が一定程度認められる。

また、費用負担及び事務負担については、芦屋港の管理運営に係る基本協定及び福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の委託に関する規約に基づき、県及

び町の協議により整理されているものと認められる。

したがって、請求人の主張をもって、直ちに財務会計上著しく合理性を欠く違法又は不当な支出であると認めることはできない。

(3) 芦屋港の管理運営に係る基本協定について

本件基本協定については、請求人が主張するように、より明確な整理が望ましかったと考えられる点は否定できない。

一方で、本件施設整備は、公共目的の実現を目的として、関係機関との協議、予算措置及び議会の議決を経て実施されようとしているものであり、その意思決定過程に著しい不合理があったとまでは認められない。

また、協定内容の不備は、直ちに財務会計行為自体の違法性を基礎づけるものではなく、行政運営上の改善課題として評価されるべき側面を有する。

よって、本件公金支出について、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認め難い。

(4) 法第252条の17の2の該当性について

請求人は、本件について法第252条の14に基づく事務委託ではなく、同法第252条の17の2に規定する事務の移譲に該当するものであり、本来必要となる条例制定及び議会の議決が行われていない以上、違法である旨主張する。

しかしながら、法第252条の17の2に規定する事務処理の特例は、都道府県の権限に属する事務そのものを市町村が自己の権限として処理することとする場合を対象とするものである。

これに対し、本件においては、県及び町の間で締結された芦屋港の管理運営に係る基本協定において、法252条の14に基づく事務委託を行う旨が明示されているほか、委託事務の範囲については県及び町が協議して定めるものとされ、その後、事務委託に関する規約も制定及び施行されている。

また、本件施設に係る所有及び管理主体は引き続き県にあることが予想されてお

り、県の権限そのものが町へ包括的に移転されたものと認めることはできない。

これらの事情を総合すれば、本件は、県の事務権限そのものを町へ移譲する事務処理特例制度ではなく、法252条の14に基づく事務委託の枠組みにより事業執行を整理しているものと解される。

したがって、請求人が主張するように、同法第252条の17の2に基づく条例制定及び議会議決を欠くことを理由として、直ちに違法が生じるものとは認められない。

なお、仮に本件に係る法形式の選択又は制度整理の当否について法的見解の相違があり得るとしても、そのことのみをもって、現時点における財務会計行為が明白に違法又は不当であると評価することはできない。

(5) 法第232条の該当性について

請求人は、法的根拠を欠いた施設整備費を町が負担することは、法232条の趣旨に反する不当な公金支出である旨主張する。

しかしながら、本件事業については、県及び町の間で法252条の14に基づく事務委託契約を前提とした芦屋港の管理運営に係る基本協定が締結され、その後、事務委託に関する規約も制定及び施行されているほか、港湾法第37条に基づく協議も進められているところであり、町による施設整備及び費用負担について、一定の法的及び制度的整理が進められているものと認められる。

また、本件事業は、観光振興、地域活性化及び地方創生の推進を目的として長年取り組まれてきた公益性を有する事業であり、町において地域経済への波及効果その他行政目的を期待して実施されるものである。

地方公共団体が公益性の必要性を踏まえ、地域振興等を目的として一定の財政支出を行うか否かについては、行政庁の政策的及び専門技術的裁量判断に委ねられる部分が大きく、その判断が著しく合理性を欠き、又は公益性を全く欠如する場合で

ない限り、直ちに違法又は不当となるものではない。

そして、本件において、町による費用負担が公益性を著しく欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認めるに足りる事情は確認できなかった。

したがって、本件支出が法232条の趣旨に反する違法又は不当な公金支出に当たると認めることはできない。

(6) 整備主体変更及び行政意思形成過程について

請求人は、過去に県による一体的整備を要望していたにもかかわらず、その後、町が整備主体となったことについて合理的理由及び法的根拠が示されておらず、行政意思形成過程において重大な不整合及び恣意性が認められる旨主張する。

しかしながら、公共事業における整備主体、費用負担及び事業方法については、社会経済情勢、財政事情、関連機関協議その他諸事情を踏まえ、行政庁が政策判断として見直し又は変更を行うことは一般にあり得るものである。

そして、本件において、町が整備主体として一定の役割を担うことについては、県との協議及び事務委託制度を前提とした整理が進められていることが認められる。

監査の結果、請求人が主張するような、裁量権の逸脱又は濫用に当たる程度の著しい不合理性又は恣意性を認めるに足りる事情は確認できなかった。

(7) 怠る事実の該当性について

住民監査請求における「怠る事実」とは、財産管理又は財務会計上必要な措置を違法又は不当に講じない状態をいう。

しかしながら、本件においては、町は関係法令に基づく協議、芦屋港の管理運営に係る基本協定の締結、福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約の制定等を通じ、必要な法的整理及び制度的対応を進めているもの

と認められる。

したがって、本件をもって違法に財産管理を怠る事実が存在すると認めることはできない。

4. 監査委員の意見

芦屋港の管理運営に係る基本協定は、事業実施自体を否定すべき違法性を有するものではないが、将来的な財政負担及び管理責任の帰属に関し、解釈上の疑義を残している。

監査委員としては、覚書または確認書等により、責任分担及び費用負担の内容を明文化し、後日の紛争防止及び住民に対する説明責任の確保に努めるよう意見を付す。